

**「加賀市自転車利用環境協議会」Facebookページに関する取扱要領（案）**

（趣旨）

第1条 この要領は加賀市自転車利用環境協議会が自転車に関連した情報の発信及び啓発を目的とし、Facebookページを情報伝達媒体として利用するために、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において「利用者」とは加賀市自転車利用環境協議会の委員及び事務局（以下「運用者」という。）を除くFacebook利用者をいう。

2 この要領において「運営管理者」とは加賀市自転車利用環境協議会事務局をいう。

（運営管理者）

第3条 「加賀市自転車利用環境協議会」Facebookページの運営管理は、運営管理者が行う。

2 運営管理者は、「加賀市自転車利用環境協議会」Facebookページの適切な運営を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 「加賀市自転車利用環境協議会」Facebookページ上への情報の掲載及び削除。
- (2) ユーザー情報やパスワードの管理。
- (3) 定期的な投稿内容の確認。
- (4) その他適切な運営を行うために必要な事項。

3 運営管理者は、前項に掲げる事項のほか、「加賀市自転車利用環境協議会」Facebookページの運営管理及び情報発信に関する全ての責任を負うものとする。

（投稿）

第4条 「加賀市自転車利用環境協議会」Facebookページへの投稿は、運用者が行う。

（投稿範囲）

第5条 「加賀市自転車利用環境協議会」Facebookページでは、次に掲げる情報を提供する。

- (1) 加賀市自転車利用環境協議会からのお知らせ。
- (2) 自転車を利用した各種団体等の活動及びイベント情報。
- (3) 自転車に関連した意見及び啓発。

（遵守事項）

第6条 運用者は、次の各号に定める事項を遵守すること。

- (1) 加賀市自転車利用環境協議会の一員であることの自覚と責任を持った発言を行うこと。
- (2) コメント等については原則、返信しない。ただし、コメントの内容により返信の必要があると判断した場合は、投稿者本人が返信を行うこと。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等を侵害することのないよう十分に留意すること。
- (4) 発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意し、一度公開された情報は完全な削除が困難であることを理解すること。
- (5) 意図せずして自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を与えた場合に

は、誠実に対応すること。また、発信した情報に対して攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論となることは避けること。

(禁止事項)

第7条 運用者は、次の各号に該当する情報発信を禁止する。

- (1) 法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの。
- (2) 公の秩序または善良の風俗に反するもの。
- (3) 人種、思想、信条等を差別し、または差別を助長させるもの。
- (4) 本人の承諾なく個人情報を掲載する等プライバシーを侵害するもの。
- (5) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの。
- (6) 政治または宗教の活動を目的とするもの。
- (7) 虚偽や事実と異なる内容を含むもの。
- (8) わいせつな表現を含むもの。
- (9) 第5条に規定する投稿範囲外のもの。
- (10) (1)から(9)までの内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの。
- (11) その他、運営管理者が不適切と判断するもの。

2 利用者からのコメント等について、運営管理者が前項の各号に該当すると判断した場合は、コメント等の投稿者に断りなくコメント等の一部または全部を削除する。

(著作権)

第8条 「加賀市自転車利用環境協議会」Facebookページに掲載されている写真、イラスト、音声、動画及び掲載情報等の著作権は加賀市自転車利用環境協議会または正当な権利を有するものに帰属する。また、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合や、「シェア」機能を使用するなど、転載の対象となる内容を改変せず、また出所を明記する場合を除き、無断複製・転載することはできない。

(免責事項)

第9条 運営者は、「加賀市自転車利用環境協議会」Facebookページに投稿された利用者からのコメント等について、一切の責任を負わない。

2 運営者は、コメント等の投稿者間、もしくはコメント等の投稿者と第三者間とのトラブルによって、コメント等の投稿者または第三者に生じたいかなる損害について、一切責任を負わない。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項は運営管理者が別に定める。